

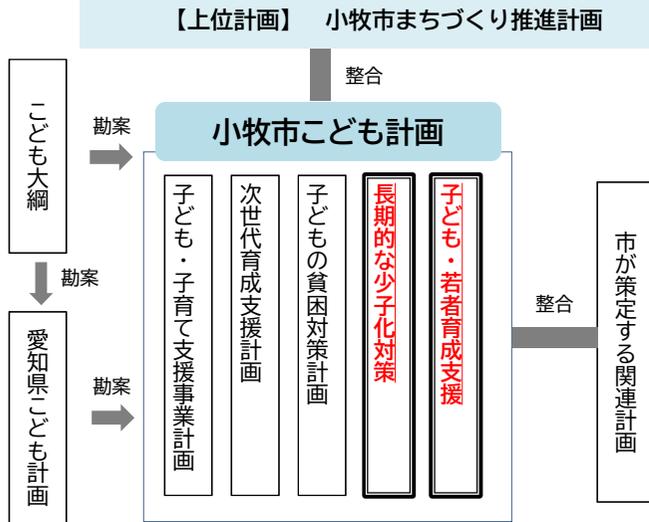
第1章 計画の趣旨・位置づけ

1 計画策定の趣旨

- ・ 令和5年4月1日に施行された子ども基本法において、市町村は、国が策定する子ども大綱と都道府県が策定する都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を策定することに努めることとされている。また、市町村子ども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされている。
- ・ 「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを包含する「小牧市子ども計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- ◆ 計画の根拠
子ども基本法第10条
- ◆ 位置づけ



3 計画の期間

令和7年度～令和11年度の5年間

4 計画の対象

子ども基本法では「子ども」は心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されていることから、**本計画の対象に一定の年齢上限は定めないものとする。**

5 計画の策定体制

庁内外の策定体制を記載予定

子ども・子育てに関するアンケート・ワークショップ、**子どもの意見聴取** 等

第2章 小牧市の子ども・若者や子育てを取り巻く現状

- ・ 人口の推移、出生数、子どもの人口、世帯の状況、男女の未婚の状況 等
- ・ アンケート調査結果、ワークショップ(**子どもの意見聴取**)結果

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ・ 小牧市地域子ども子育て条例、小牧市まちづくり推進計画(都市ヴィジョン)や、「子どもまんなか社会」の趣旨を踏まえた基本理念を設定する。

2 施策の体系

(1) 地域の子育て・子育ての支援

- ・ 子どもの夢・チャレンジの応援
- ・ 地域での交流の場の充実
- ・ 健やかに育つ環境の整備
- ・ 学校外活動の充実

(2) 子育て家庭の支援

- ・ 子育てと仕事の両立支援の充実
- ・ 相談と情報提供の充実
- ・ 経済的支援策の充実
- ・ ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・ 児童虐待防止対策の充実
- ・ 障がい児施策の充実

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- ・ 安全・安心な保育環境の整備
- ・ 多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進

(4) 親子が心身健やかに育み合うことの支援

- ・ 妊娠・出産期の支援の充実
- ・ 産後の支援の充実

追加の検討が必要なテーマ

《若者への支援》

- ・ 結婚を希望する人への支援
- ・ 就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援
- ・ 悩みを抱える若者等への相談支援

《配慮を必要とする方への支援》

- ・ 外国籍など配慮が必要な家庭への支援の充実
- ・ ヤングケアラーに対する支援

第4章 施策の展開

- ・ 施策の体系に基づいて、具体的な取組み(事業)を記載。

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

1 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育標準時間認定(幼稚園、認定こども園)

保育認定①(幼稚園)

保育認定②(認定こども園及び保育所)

保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)

2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の内容

時間外保育事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

子育て短期支援事業

地域子育て支援拠点事業

一時預かり事業

病児保育事業

子育て援助活動支援事業

利用者支援事業

子育て世帯訪問支援事業

児童育成支援拠点事業

親子関係形成支援事業

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

- ・ 庁内外の推進体制について記載

2 計画の進捗状況の把握

- ・ 進行管理と評価体制について記載

資料編

- ・ 計画の策定経過や用語集等を記載予定